

J A教育ローン（三菱UFJニコス保証型）

令和5年5月1日現在

<p>お使いみち</p>	<p>◎就学されるご子弟またはご本人の教育に関する全てのご資金(借入申込日から過去3か月以内にお支払済みの資金を含む。)とします。</p> <p>◎申込日から1年以内にお支払い予定の資金。</p> <p>◎現在、他金融機関・信販会社等からお借入中の教育ローンや奨学金のお借換資金とお借換えに伴う諸費用。</p> <p>なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代)については資金使途に含めることができるものとします。</p> <p>(例)</p> <p>①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。</p> <p>②アパートの家賃等。</p>
<p>ご利用いただける方</p>	<p>◎地区内に在住または在勤の方。</p> <p>◎お借入時の年齢が満18歳以上65歳未満であり、最終返済時の年齢が満72歳未満の方。</p> <p>◎継続して安定した収入のある方。</p> <p>◎教育施設(保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・専門学校・予備校・短期大学・大学・大学院とする。ただし、外国の教育施設の場合は、JAから振込可能な場合に限定した取扱いとします。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方、もしくはご本人。</p> <p>◎三菱UFJニコス株式会社の保証が受けられる方。</p> <p>◎その他JAが定める条件を満たしている方。</p>
<p>ご融資金額</p>	<p>◎10万円以上1,000万円以内で所要金額の範囲内となります。(1万円単位)</p>
<p>・ご融資期間 ・据置期間</p>	<p>◎据置期間を含め6か月以上15年以内(在学期間を含む)とします。なお、据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟またはご本人の卒業予定年月の末日の6か月後までの範囲内とします。</p>
<p>ご返済方法</p>	<p>◎元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。</p>
<p>担保</p>	<p>◎不要です。</p>
<p>保証</p>	<p>◎三菱UFJニコス株式会社の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p>
<p>団体信用生命共済</p>	<p>◎ご希望によりJA所定の団体信用生命共済にご加入いただけます。</p> <p>一般団信は約定利率に0.22%上乗せ、長期継続入院特約付団信は約定利率に0.39%上乗せ 三大疾病保証特約付団信は約定利率に0.30%上乗せ、9大疾病保証特約付団信は約定利率に0.54%上乗せとなります。</p>
<p>手数料</p>	<p>・融資事務手数料 無料</p> <p>・全額繰上返済手数料 無料</p> <p>・一部繰上返済手数料 無料</p> <p>・融資条件変更手数料 無料</p>
<p>最低出資金額</p>	<p>◎組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資(最低出資金額10,000円)が必要になります。</p>

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>◎苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、JA支所またはJA本所金融部（電話：0737-53-2316）に設置のJAバンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク・JFマリンバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>◎紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）を利用できます。</p> <p>JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、JAのJAバンク相談・苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>
<p>その他</p>	<p>◎お申込みに際しては、事前に審査させていただき、結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。</p> <p>◎現在のご融資利率やご返済額の試算は、JA融資窓口までお問合せください。</p>
<p>お問い合わせ窓口</p>	<p>JAありだ ローンセンター 電話番号：0737-53-2121</p>

JAありだ